香里小学校 PTA規約集

- I 香里小学校PTA規約
- 2 香里小学校PTA規約 附則
- 3 役員選出取扱要綱
- 4 個人情報取扱方針

枚方市立香里小学校PTA

枚方市香里ヶ丘 I O丁目 5 - 2 Tel O 5 O - 7 I O 2 - 9 O I 2

香里小学校PTA規約

第1章 名称

第 I 条 本会は、枚方市立香里小学校 P T A と称し、事務所を香里小学校に置く。

第2章 目的

第2条 本会は、教育基本法に基づいて保護者と教職員とが協力して学校、家庭、社会における児童の健全 な成長をはかること及び会員相互の親睦と研修をはかることを目的とする。

第3章 方針

- 第3条 本会は、次の方針により活動する。
 - 1 教育を本旨とする任意の民主団体である。
 - 2 児童の教育と福祉の向上の為に活動する社会的団体及び機関と協力する。
 - 3 他の団体及び機関から支配、干渉を受けない。
 - 4 営利的、宗教的、政治的活動をしない。
 - 5 学校の管理、運営や人事に干渉しない。

第4章 会員

第4条 資格

本会の会員は、次の人に限る。

- I 本校に在籍する児童の保護者。
- 2 本校に在勤する教職員。

第5条 権利義務

会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第5章 会計

- 第6条 本会の経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。
- 第7条 本会の会費は一世帯月額200円とする。
- 第8条 本会の経理は、総会において議決された予算にもとづいて行われる。
- 第9条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌3月31日におわる。

※その他の収入とは銀行利子の事、寄付金はもらわない事を原則とするがその都度検討する。

第6章 役員及び会計監査

第10条本会の役員は次の通りとする。

会長 | 名 副会長 2名

書記3名(P2. TI) 会計3名(P2. TI)

副会長(市P) | 名 生活指導委員長 | 名

ふれあい事務局長 | 名

副会長(市P)は、枚方市PTA協議会で役員にあたる年度について、役員の追加を可能とする。

第11条役員の選出

- I P役員の選出は附則により定める。
- 2 T役員は教職員より2名が推薦される。

第12条役員の任期

- Ⅰ 任期は一年を原則とし、4月Ⅰ日より就任する。
- 2 任期終了後も新役員選出までは、その任務にあたる。

第13条役員の任務

- | 会長
 - (1) 本会を代表し、会務を統括執行する。
 - (2)総会、運営委員会、役員会を召集する。
 - (3)選出された各委員を委嘱する。
- 2 副会長

会長を補佐し、会長不在の時は、その代理をつとめる。

3 書記

総会並びに運営委員会、役員会の議事を記録し、会合の通知をする。

4 会計

本会の会計事務を担当する。

5 副会長(市P)

枚方市PTA協議会で役員にあたる年度について、副(市P)役員の追加を可能とする。 市P担当とし、その任務にあたる。

6 生活指導委員長

生活指導委員会の統括を担当する。

7 ふれあい事務局長

香里ふれ愛・フリー・スクエア協議会の統括を担当する。

第 | 4条 会計監査

- Ⅰ 本会は、会計監査委員2名をおく。
- 2 選出は附則により定める。
- 3 任務はその年度の会計を監査し、結果を年度末総会で報告する。
- 4 任期は、一年とし、4月1日より就任する。
- 第15条役員及び会計監査の兼任は認めない。

第7章 総会

第16条総会は、本会の最高議決機関であって、原則として、年2回開く。

但し、必要に応じ臨時総会を開くことができる。

- 第17条総会で議決を要する事項は、次の通りとする。
 - I 年度計画(目標)

- 2 予算の審議
- 3 決算報告の承認
- 4 規約の改正
- 5 その他の重要事項
- 第 | 8条 総会は会員の5分の | 以上の出席により成立する。但し、委任状も認めるが、議決には含めない。 書面により開催する場合には、書面表決書の提出枚数を出席会員の人数として取り扱う。
- 第19条 議決は、出席会員の過半数の賛成を必要とする。

但し、規約の改正については、出席会員の3分の2以上の賛成を必要とする。

- 第20条会長は、次の場合には、臨時総会を開かなければならない。
 - I 運営委員会で必要と認めた場合。
 - 2 会員の5分の1以上の要求があった場合。
- 第2 | 条 総会で議決を要する事項については、その資料を少なくとも、一週間前に会員に配布しなければならない。

第8章 運営委員会

- 第22条 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関であって、本会の役員及び教職員代表により構成される。
- 第23条 運営委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。
- 第24条議決は出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。
- 第25条 運営委員会の任務は、次の通りとする。
 - 1 役員会及び各種委員会から提出された案件を審議する。
 - 2 総会に提出する案件を審議する。
 - 3 必要ある場合には、拡大運営委員会を開催する。
 - 4 その他、会員から委任された案件を審議し処理する。
 - 5 役員及び会計監査に欠員を生じた場合には、これを審議し必要に応じて補充する。
 - 6 補正予算を審議する。
- 第26条 運営委員会の例会は、原則として | ヶ月 | 回開くが、暦の変更、学校の授業都合、府・市の行事参加などで2ヶ月 | 回の場合もある。(8月、3月は開かないものとする。)
- 第27条 臨時運営委員会は、次の場合開くことができる。
 - (1)役員会が必要と認めた場合。
 - (2) 委員の半数以上が、必要と認めた場合。

拡大運営委員会は、本会の役員、全委員及び、教職員代表により構成され、次の場合開くことができる。

- (1)役員会が、必要と認めた場合。
- (2)委員の半数以上が必要と認めた場合。

第9章 役員会

- 第28条役員会の任務は次のとおりとする。
 - 1 総会、運営委員会で決議された活動方針及び各種案件の執行のため企画立案する。

- 2 各種委員会の活動を調整する。
- 3 予算案を作成する。(補正予算を含む)
- 4 その他、各委員会に属さない案件の処理、及び会の活動の総合的な推進をはかる。

第10章 委員会

- 第29条委員会は、各学年から選出された委員ならびに教職員により構成される。
- 第30条委員会の任務は、次の通りとする。
 - I 児童の安全を守るための活動を行う。(生活指導委員会)
 - 2 本会の健全な運営に必要な活動を行う。(選出委員会)
 - 3 香里ふれ愛・フリー・スクエア協議会の運営を行う。(ふれあい委員会)
 - 4 児童の学校生活の充実に資する活動を行う。(全委員で分担して担う。)
 - 5 必要に応じ、総会の承認を得て、委員会を設置、または廃止することができる。

第11章 個人情報取り扱いについて

第31条個人情報取り扱いについて、別に定める個人情報取扱方針によるものとする。

第12章 災害の発生時等

第32条 災害及び感染症等の発生により通常のPTA活動(総会、委員選出を含む)が困難な場合は、本規 約及び附則、役員選挙取扱要綱の規定に関わらず、会長及び学校長が協議等を行い、柔軟な取り扱 いができることとする。

但し、できるだけ本規約等の主旨に沿って活動することとする。

- 第33条本規約は、1948 (昭和23)年より施行する。
 - 1980 (昭和55) 年4月23日一部改正する。
 - 2000 (平成 | 2) 年 | | 月 | 8日一部改正する。
 - 2002 (平成 | 4) 年 | 2月 | 8日一部改正する。
 - 2003 (平成 | 5) 年5月 | 4日一部改正する。
 - 2009 (平成21) 年3月4日一部改正する。
 - 2011 (平成23) 年3月2日一部改正する。
 - 20|4(平成26)年5月|4日一部改正する。
 - 2019 (令和元) 年5月22日一部改正する。
 - 2020 (令和2) 年7月29日一部改正する。
 - 2021(令和3)年7月12日一部改正する。
 - 2021 (令和3) 年9月24日一部改正する。
 - なお、本改正は2022(令和4)年度の役員・会計監査・委員の選出より適用し、
 - 2021(令和3)年度中はなお従前の例によるものとする。
 - 2022 (令和4) 年3月8日一部改正する。

第1条 委員の選出

- Ⅰ 各学年の保護者よりクラス数と同数の生活指導委員及びⅠ年生から5年生について、クラス数と同数の選出委員を選出する。
- 2 全学年の保護者より、8名以内のふれあい委員を選出する。
- 3 委員の選出は、第一に立候補によるものとし、立候補者が定数を超過した場合には、立候補者内で 抽選により選出を行う。立候補者が定数に満たない場合は、選出対象者において抽選を行うことと する
- 4 各委員会に、教職員の代表若干名をおく。
- 5 教職員の互選により、教職員2名を選出し、運営委員会に出席する。
- 6 2008年度以降の本部役員経験者は、一家庭において全ての役員、委員、会計監査を免除とする ことができる。当該会員が免除を受ける場合には、委員選出Webフォームにて辞退を申し出るも のとする。
- 7 対象児童において委員を経験した会員は、翌年度以降の選出時、委員選出Webフォームにて辞退を申し出ることができる。
- 8 当年度の委員は、翌年度の委員選出時、前項に加え、当該会員の家庭の全ての児童において委員選出Webフォームにて辞退を申し出ることができる。なお、選出委員は、その任務に公正を期すため、本項の規定に関わらず翌年度の委員選出の対象外とする。
- 9 委員の任務が常時執行できない状態にある会員は、選出辞退申出書をもってのみ辞退を申し出ることが出来る。申し出先は担当下会員(教頭)とし、申し出を受けた当該下会員は、選出辞退者の氏名を選出委員へ報告するものとする。なお、各会員の辞退理由については会員の個人情報が含まれるため当該下会員限りとし、選出委員への伝達は行わない。
- I O 選出された後は、辞退することはできないが、委員の任務が常時執行できない理由が新たに生じた場合は、その限りではない。
- 1 次の会員は、委員候補から除外する。
 - (1) 本部役員及び会計監査の会員
 - (2) 本部役員及び会計監査補欠の会員
- I 2 委員の選出は、原則として対象となる任期の前年度中に完了する。ただし、 I 年生については、新年度において速やかに選出を行うものとする。

第2条 役員及び会計監査の選出

- I 役員及び会計監査候補者は、各学年の保護者よりクラス数と同数を選出し、教職員よりは役員2名が推薦される。
- 2 前項とは別に役職を選択して立候補することができる。立候補者は前項の学年候補者からは除外される。

- 3 2008年度以降の本部役員経験者は、一家庭において全ての役員、委員、会計監査を免除とすることができる。当該会員が免除を受ける場合には、役員選出Webフォームにて役員選出を辞退する旨を申し出るものとする。
- 4 当年度の委員は、翌年度の役員及び会計監査選出時、当該会員の家庭の全ての児童において役員選出Webフォームにて選出辞退を申し出ることができる。なお、選出委員は、その任務に公正を期すため、本項の規定に関わらず翌年度の役員及び会計監査選出の対象外とする。
- 5 当年度の会計監査委員は、その任務に公正を期すため、翌年度の役員及び会計監査選出の対象外と する。
- 6 役員の任務が常時執行できない状態にある会員は、選出辞退申出書をもってのみ辞退を申し出ることができる。申し出先は担当下会員(教頭)とし、申し出を受けた当該下会員は、選出辞退者の氏名を選出委員へ報告するものとする。なお、各会員の辞退理由については会員の個人情報が含まれるため当該下会員限りとし、選出委員への伝達は行わない。
- 7 選出された後は、辞退することができないが、役員の任務が常時執行できない理由が新たに生じた場合は、その限りではない。
- 8 役員及び会計監査の選出は、原則として2月までに完了する。

第3条 選出委員会

- I 委員会は、P会員の本部役員、会計監査及び委員を公正に選出することを目的として設置する。本 部役員及び会計監査の選出の手順については、別に定める役員選出取扱要綱によるものとする。
- 2 本委員会は、第 | 条第 | 項において選出された委員及び同条第 4 項に定める教職員の代表により構成される。公正を期すため、P本部役員、会計監査選出時の統括は、T会員代表が務めるものとする。なお、委員選出時の統括は、本部役員が兼務をもってその任にあたるものとする。

第4条 生活指導委員会

- I 児童の安全を守ることを目的として設置する。
- 2 本委員会は、規約第 I O条に定める生活指導委員長、第 I 条第 I 項において選出された委員及び同条第 4 項に定める教職員の代表により構成される。

第5条 ふれあい委員会

- I 本委員会は『枚方子どもいきいき広場事業』を活用した香里ふれ愛・フリー・スクエアの運営を通じ、関係地域団体の協力のもと、次世代を担う子どもたちの生きる力を育むとともにその健全な育成に資する事を目的として設置する。
- 2 本委員会は、規約第 I O条に定めるふれあい事務局長、第 I 条第 2 項において選出された委員及び 同条第 4 項に定める教職員の代表により構成される。

第6条 児童支援活動について

I 児童の学校生活の充実を図ることを目的として活動する。

2 本活動にあたる専任の担当者は置かず、規約第 I O 条に定める本部役員が統括し、第 I 条第 I 項及 び第 2 項において選出された委員が必要に応じて活動を担う。

第7条 弔慰費規定

会員の弔に際し、次の金品を贈り弔の意を表す。金五千円と樒又はやむを得ぬ場合、供花料五千円とする。

上記の適用は、本会員とその子どもとする。(但し、教職員に関しては配偶者を含む)

第8条 附則の改正

- 本附則は運営委員会において、委員の3分の2以上の賛成を得て改正することができる。
- 2 なお、改正の条項は、その資料を少なくとも改正を審議する運営委員会の一週間前に会員に配布しなければならない。
- 3 改正の条項は、会員に通知しなければならない。

第9条 本附則は、1978 (昭和53) 年4月17日より施行する。

- | 1990 (平成2) 年5月26日一部改正する。
- | 1994 (平成6)年4月|6日一部改正する。
- | 1998 (平成 | 0)年 | 月 | 7日一部改正する。
- | 998 (平成 | 0) 年5月2日一部改正する。
- | 1999 (平成 | |)年 | |月6日一部改正する。
- 2000 (平成 | 2) 年 | | 月 4 日 一部改正する。
- 2002 (平成 | 4) 年 | 2月 | 8日一部改正する。
- 2003 (平成 | 5) 年3月 | 2日一部改正する。
- 2003 (平成 | 5) 年5月 | 4日一部改正する。
- 2003 (平成 | 5) 年6月 | 4日一部改正する。
- 2009 (平成21) 年3月4日一部改正する。
- 2011 (平成23) 年3月2日一部改正する。
- 20|4(平成26)年5月|4日一部改正する。
- 20|9(平成3|)年|月|2日一部改正する。
- 2019 (令和元) 年5月22日一部改正し、同日施行する。
- 2020 (令和2) 年3月4日一部改正する。
- 2021 (令和3)年9月24日一部改正する。
- なお、本改正は2022(令和4)年度の役員・会計監査・委員の選出より適用し、
- 2021(令和3)年度以前の取扱についてはなお従前の例によるものとする。

ただし、その移行期間においては、改正後の条文の趣旨に沿い、業務に支障のなきよう 柔軟に運用するものとする。

2021(令和3)年12月8日一部改正する。

2023 (令和5) 年 I 2月2日一部改正する。 2025 (令和7) 年2月 I 日一部改正する。 附則第3条により「役員選出取扱要綱」を次の通り定める。

役員選出取扱要綱

- 第 | 条 この要綱は香里小学校 P T A の役員及び会計監査を選出するためのものである。
- 第2条 本要綱に定める事務の運営については、選出委員が担当する。
- 第3条 PTA規約及びこの要綱により処理し得ない事由が生じたときは、運営委員会と協議し決すること が出来る。
- 第4条 選出日より20日以前に役員及び会計監査選出について周知しなくてはならない。
- 第5条 次のことを会員に周知しなくてはならない。
 - 上 立候補の受付期間
 - 2 学年候補者選出のための選出日程
 - 3 選出方法
 - 4 その他必要な事項
- 第6条 立候補者は、学年、学級、氏名を記し定められた受付日までに選出委員に届出しなければならない。
- 第7条 学年候補者の選出は次の通りとする。
 - 学年候補者の選出は、当該候補者が役員として就任する前年度の各学年において、クラス数と同数を選出する。選出方法は抽選とする。
 - 2 附則第2条第3~6項における選出対象外及び選出辞退者を除外し、厳正なる抽選の上、学年候補 者を選出する。
- 第8条 第6条による立候補者の受付状況及び第7条による学年候補者の選出状況について全会員に周知しなくてはならない。
- 第9条 抽選により決定された学年候補者に、選出委員会が定めた期日までにやむを得ざる事由により欠員 が生じた時は、再度抽選を行い補充する。

第10条

- I 役員を選出する場合は、次の順で行う。ただし、本条第3項に該当する役職がある場合は、第3項の規定を優先する。
 - ① 会長
 - ② 副会長
 - ③ 書記
 - 4 会計
 - ⑤ 生活指導委員長
 - ⑥ ふれあい事務局長
 - ⑦ 会計監査委員
- 2 役員立候補者が役員の定数を満たさない場合は、学年候補者と役員立候補者の互選により役員の定 数を満たさない人数を選出するものとする。

ただし、互選の方法が抽選となった場合には、役員立候補者は除外するものとする。

- 3 役員立候補者が各役職の定数を越えた場合は以下の順により選出する。
 - ① 各役職立候補者による互選
 - ② 役員立候補者及び学年候補者による投票
- 4 会計監査委員を学年候補者の互選により選出する。
- 5 役員及び会計監査委員の選出後、役員及び会計監査委員の補欠を選出する。選出人数は定数内と し、以下の順により選出する。
 - ① 役員立候補者のうち、本条第3項により選出されなかった者で補欠への選出を希望する者
 - ② 学年候補者による互選
- 6 本条第2~5項にて選出された者は、役員立候補者及び学年候補者の3分の2以上の承認を得なければならない。
- 第11条この要綱の改正は運営委員会に於いて出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。
- 第12条本要綱は、1978 (昭和53)年4月17日より施行する。
 - 2000 (平成 | 2) 年3月4日一部改正する。
 - 2000 (平成 | 2) 年 | | 月 4 日 一部改正する。
 - 2002 (平成 | 4) 年 | 2月 | 8日一部改正する。
 - 2003 (平成 | 5) 年3月 | 2日一部改正する。
 - 2003 (平成 | 5) 年4月26日一部改正する。
 - 2003 (平成 | 5) 年6月 | 4日一部改正する。
 - 2009 (平成21) 年3月4日一部改正する。
 - 2011 (平成23) 年3月2日一部改正する。
 - 20|4(平成26)年5月|4日一部改正する。
 - 2021 (令和3)年9月24日一部改正する。
 - なお、本改正は2022 (令和4) 年度の役員・会計監査の選出より適用し、
 - 2021(令和3)年度以前の取扱についてはなお従前の例によるものとする。
 - 2021(令和3)年12月8日一部改正する。
 - 2025 (令和7) 年2月 | 日一部改正する。

個人情報取扱方針

第 | 条 目的

- I この方針は香里小学校PTA(以下「本会」という。)が取得・保有する個人情報の取り扱いについて定めるものとする。
- 2 適正な取り扱いを定めることにより、本会の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の 権利・利益を保護するものである。
- 3 本会が取得・保有する個人情報とは、本会会員名簿及びその他の個人情報データベース(以下、個人情報データベース)という。)である。

第2条 責務

本会は個人情報保護に関する法令等を遵守し、PTA活動においても個人情報の保護に努めるものとする。

第3条 管理者および取扱者

- 本会における個人情報データベースの管理者は、PTA会長とする。
- 2 本会における個人情報データベースの取扱者は、PTA役員及び委員とする。

第4条 秘密保持義務

個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第5条 収集方法

- I 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。
- 2 要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

第6条 取得する個人情報

本会は、円滑なPTA活動をおこなうために以下の情報を取得する。

- A 会員の氏名・連絡先
- 2 会員の子どもの氏名・クラス
- 3 必要に応じ、会員や会員の子どもなどの写真
- 4 その他、PTAの業務遂行上必要となる情報

第7条 利用

本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- 一会費の請求と集金。(集金依頼のため香里小学校との共同利用)
- 2 文書等の送付
- 3 下記における名簿の作成と管理
 - ① 本会会員
 - ② PTA役員及び会計監査委員
 - ③ PTA役員及び会計監査委員補欠
 - ④ 委員
 - ⑤ PTA役員選出時の学年候補

- ⑥ その他PTA活動の実施に必要と認めた項目
- 4 本会役員・会計監査委員・委員の選出。
- 5 4の際の諸連絡
- 6 4の際の本会会員に向けての諸連絡
- 7 PTA活動の実施

第8条 利用目的による制限

本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の方針により特定された利用目的の達成に必要な 範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

第9条 管理

- I 個人情報は、管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。
- 2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

第10条保管及び持ち出し等

- I 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。
- 2 持ち出す場合は、電子メールやソーシャル・ネットワーキング・サービス等での送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

第11条 第三者への提供の制限

個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- Ⅰ 法令に基づく場合
- 2 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- 3 公衆衛生の向上又は生徒の健全育成の推進のために必要がある場合
- 4 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第12条第三者提供に係る記録の作成等

- I 個人情報を第三者(府、市役所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。
 - ① 第三者の氏名
 - ② 提供する対象者の氏名
 - ③ 提供する情報の項目
 - ④ 対象者の同意を得ている旨
- 2 ただし、前条 I ~ 4 の場合は除く。

第13条第三者提供を受ける際の確認等

- 第三者(府、市役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し 保存する。
 - ① 第三者の氏名
 - ② 第三者が個人情報を取得した経緯
 - ③ 提供を受ける対象者の氏名

- ④ 提供を受ける情報の項目
- ⑤ 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)
- 2 ただし、第11条1~4の場合は除く。

第 | 4条情報の開示等

- I 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。
- 2 会員は、取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目または全ての事項について、同意を取り消すことができる。
- 3 不同意の申し出があった場合、直ちに該当する個人情報を廃棄または削除する。 ただし、名簿などとして既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

第 | 5条漏えい時等の対応

個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちにP TA会長に報告する。

第16条研修

本会は、PTA役員、委員に対して定期的に個人情報の取り扱いに関する留意事項について研修を 実施するものとする。

第17条改正

本会の「個人情報取扱方針」は、運営委員会において3分の2以上の賛成を得て改正することができる。

第18条その他

本方針は、令和元年5月22日より施行する。

2021 (令和3)年12月8日一部改正する。

枚方市立 香 里 小 学 校 校 歌

桜井喜一郎 作詞

一、梅が香匂う菅公の

跡をしたいて一すじに

誠の道を進みゆく

二、香里が丘の朝ぼらけ

吾らに清き誇あり

生駒飯森窓に入り

街なみ栄え人和して

吾らに尽きぬ恵あり

三、淀の川水よどみなさ

時の流れに竿さして

心を磨き業を練て

吾らに堅き誓あり

枚方市立香 里 小 学 校 行 進 曲

桜井喜一郎 作詞

一、春は桜の花の雪

秋はもみじのあやにしき

香里が丘を名に負いて

あゝあゝ清らなり清らなり

我等の学園

二、文読む窓の声々に

調べを合わす松の風

心のちりも払われて

あゝあゝ清々し清々し

我等の学園

三、ここに平和の泉湧き

ここに自由のかげひろし

日々に伸びゆく若緑

あゝあゝ頼もしき頼もしき

我等の学

